

認知症や障害などで、判断能力が不十分な人の暮らしを守るために

わかりやすい 成年後見制度



成年後見制度とは、
認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人の
「財産」や「権利」を保護し、支援していく制度です。
いつまでも住みなれた地域で、“自分らしく、安心した生活”を続けるために
成年後見制度の利用を考えてみませんか？

成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理や、介護、福祉サービスを利用するための手続きや契約等を結んだりすることが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、判断ができずに契約を結んでしまい、訪問販売や振り込み詐欺などの悪質商法の被害に合うおそれもあります。

このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

たとえば、「こんなとき」……

一人暮らしの母親(80歳)が軽度の認知症と診断されました。訪問販売や振り込み詐欺などの悪質商法にだまされないか心配なのですが。



成年後見人等に与えられた権限によって、本人が成年後見人等の同意を得ないで結んだ契約は取消すこともできるので、悪質商法等のトラブルを防ぐことができます。

最近物忘れがひどく、預貯金の出し入れなど金銭管理に自信がありません。また、けがや病気で入院することになったり、介護が必要になったときの手続きも一人でできるか不安です。



本人に代わって、成年後見人等が預貯金や不動産などの財産の管理、介護サービスなどの利用時の手続きや契約等をサポートしていきます。

私(61歳)は現在一人暮らしです。将来、認知症になったらなどと考えると不安になります。元気なうちに誰か、信頼できる人に将来の財産管理等を頼みたいのですが。



認知症などで判断能力が不十分になったときに備え、財産管理などの法律行為を本人に代わって行う人(任意後見人)をあらかじめ決めておくことができます。

すでに成人した娘には、知的障害があります。親の私たちが高齢になって世話ができなくなったら、と心配です。



成年後見人等には、親族以外にも法律や福祉の専門家、社会福祉協議会等の法人などからも選任することができます。

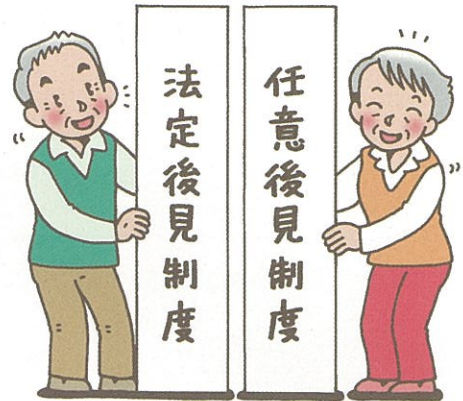
※利用者本人が未成年の場合は、未成年後見人の制度があります。お住まいの市区町村担当課へお問い合わせください。

成年後見制度のしくみ

成年後見制度は、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2つに分かれています。

法定後見制度は、現在すでに認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が十分ではない人が対象になり、本人の判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度に分かれます。

一方、**任意後見制度**は、現在は判断能力が十分ある人が、将来、認知症などで判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ誰にどのような支援をしてもらうかを契約しておく制度です。



成年後見制度の種類と内容

		法定後見制度 判断能力が不十分な人			任意後見制度 現在は判断能力のある人
名称		後見制度	保佐制度	補助制度	任意後見制度
利用できる人		日常生活で、判断能力がほとんどない人	日常生活で、判断能力が著しく不十分な人	日常生活で、判断能力が不十分な人	現在は判断能力が十分ある人
支援する人		成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
支援する人が与えられる権限	代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人との契約で定めた行為
	同意権・取消権	日常生活に関する行為※以外のすべての行為(取消権のみ)	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	なし

※日用品(食料品や衣料品等)の購入など「日常生活に関する行為」については、取消しの対象にはなりません。

詳しくは中面をご覧ください。

判断能力が不十分な人は法定後見制度が利用できます

法定後見制度は、本人の判断能力の程度によって、**後見制度**、**保佐制度**、**補助制度**に分かれ、支援する人も**成年後見人**、**保佐人**、**補助人**と名称が変わります。

これらの支援する人が、**同意権・取消権・代理権**などの権限の範囲に応じて、本人の預貯金や不動産などの管理（**財産管理**）※1、また介護サービスなど日常生活でのさまざまな契約（**身上監護**）※2を結ぶときなど支援していきます。

※1 財産管理

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割などの財産に関する契約などについての助言や支援を行います。

※2 身上監護

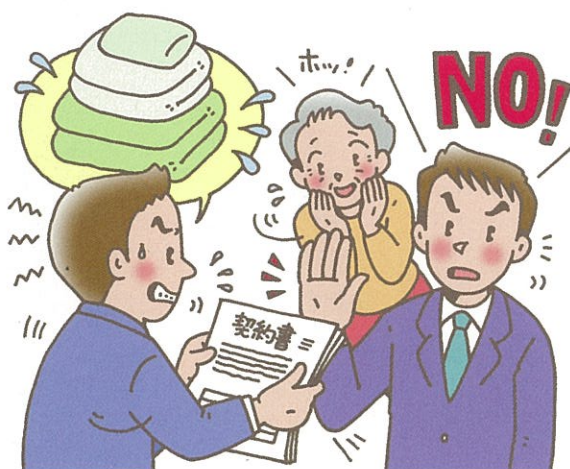
介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所の手続きや費用の支払い（療養看護）など、日常生活に関わってくる契約などの支援を行います。



同意権・取消権とは

本人が契約などの法律行為を行うときには、成年後見人等の同意が必要となります。

また、成年後見人等の同意がないままに、本人が契約などの法律行為を行ったときには、成年後見人等が取消しを行うことができます。



代理権とは

成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約などの法律行為を行うことができます。

たとえば、本人が介護・福祉サービスなどを利用するときには、成年後見人等が必要な契約や費用の支払いを行い、さらにサービスが適切に実行されているかを確認します。ただし、法律行為に限られていますので、実際の介護などは成年後見人等の職務ではありません。

また、預貯金などの財産管理なども行います。

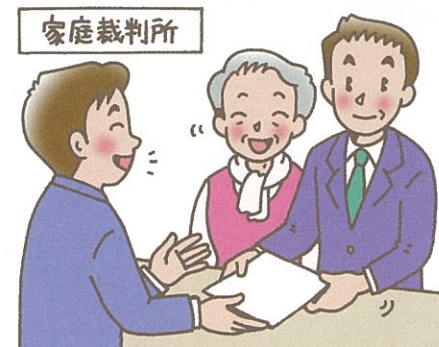


法定後見制度の利用手続き（一般例）

※ご利用を希望される場合は、まず、お住まいの市区町村の担当課や地域包括支援センターなどにご相談ください。

申立て をします

申立人が申立ての理由（本人の生活状況や精神状態など）について記載した申立書や医師の診断書、戸籍謄本などの書類を家庭裁判所に提出します。



申立人になれる人

申立てができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長（身寄りのない高齢者等の場合）※などです。

※市区町村長が申し立てる場合は本人の二親等以内の親族の有無を確認します。また、三、四親等の親族で申し立てる人がいる場合は、原則として市区町村長は申立てを行いません。

審理が開始 されます

本人の精神的な障害の程度や生活状況を確認します。本人の判断能力について、医師などが鑑定を行うことがあります。

また、申立人から申立ての理由をたずね、成年後見人等の候補者がいる場合は、適格かどうか事情を聞きます。

成年後見人等 を選任し、後見等が 開始されます

家庭裁判所で、成年後見人等にもっとも適切だと思われる人を選任します。成年後見人等には配偶者や親族、法律や福祉の専門家のほか、社会福祉協議会や成年後見センター・リーガルサポートなどの法人等から選ばれます。また、複数の成年後見人等が選ばれることもあります。



法定後見制度の申立てから開始までにかかる期間

審理期間については、利用する本人の状況によって異なりますので、一概にはいえませんが、多くの場合、申立てから法定後見の開始までの期間は、4か月以内となっています。

法定後見制度 Q&A

Q 法定後見制度を利用する場合、
申立の費用や成年後見人等への報酬など費用はどのくらいかかるのでしょうか？

A 法定後見開始の審判の申立てに必要な費用は、**申立手数料**（収入印紙）、**登記手数料**（収入印紙）、**戸籍謄本**、**登記事項証明書**、**診断書**等で10万円前後の費用がかかります。

申立てに必要な書類や費用については、申立てをする家庭裁判所に確認してください。

成年後見人等への報酬は、法定後見が開始されれば、**本人の支払能力**に応じて、家庭裁判所の審判により決定します。

なお、所得の低い人などについては、市区町村が実施している成年後見制度利用支援事業（裏表紙参照）や法テラス（日本司法支援センター）が行う民事法律扶助による援助（申立代理人費用の立替えなど）を受けることができます場合があります。

詳しくはお住まいの市区町村担当課、法テラスの相談窓口へご相談ください。



Q 成年後見制度を利用するより、
もう少し、身近な制度で支援は受けられませんか？

A 認知症や障害等で判断能力が十分でない人のために、市区町村や社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業等を行っています。

介護や福祉サービスの選択・援助や、日常生活に必要な金銭管理などの相談や援助など、成年後見制度と似ていますが、支援できる範囲が違います。

詳しくは、お住まいの市区町村担当課または社会福祉協議会へお問い合わせください。

ご存じですか？
「市民後見人」

弁護士等の資格がなくても、成年後見制度の知識に関して一定の研修を受けた人で、市区町村の推薦を受けて家庭裁判所に選任された人が認知症高齢者等の後見を行う市民後見人の活動が行われている地域もあります。

市民後見人の主な役割は、高額な財産ではなく日常の金銭管理、定期的な見守りやケアチェックなどになります。

詳しくは、お住まいの市区町村担当課や地域包括支援センターにお問い合わせください。



成年後見人等であることを証明する
「登記事項証明書」

後見開始の審判がされたときや、任意後見契約の公正証書が作成されたときは、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを東京法務局（全国の成年後見登記事務を取り扱っています）に登記し、登記事項証

現在、判断能力が十分な人は任意後見制度が利用できます

任意後見制度とは、現在は判断能力の十分ある人が、認知症などで判断能力が不十分になったときに備えて、財産管理や身上監護に関する法律行為を本人に代わって行う人（任意後見人）と支援の範囲をあらかじめ自ら決めておく制度です。

任意後見制度の利用手続き（一般例）

※ご利用を希望される場合は、まず、お住まいの公証役場などにご相談ください。

任意後見の
依頼をします

本人と後見を依頼された人（任意後見受任者）が支援する範囲など任意後見の内容を話し合っ

て決め、公正証書を作成し、正式に契約を交わします。
任意後見契約公正証書の作成には、公正証書作成の基本手数料、登記嘱託手数料等の費用がかかります。

任意後見人への報酬は、本人と任意後見受任者との契約で決めた金額となります。

家庭裁判所

申立て
をします

申立人（本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者）が本人の判断能力が十分でなくなったとき、家庭裁判所に任意後見監督人※選任の申立てをします。

申立てに必要な書類や費用については、申立てをする家庭裁判所に

ご確認ください。
※任意後見監督人とは、本人が選んだ任意後見人がきちんと仕事をしているかをチェックする人です。

任意後見人を
選任し、後見が
開始されます

任意後見監督人が選任され、任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見監督人の下で契約内容に従って本人を保護、援助します。

任意後見監督人への報酬は、家庭裁判所が決めた額が本人の財産から支払われることになります。



明書を発行してもらいます（成年後見登記制度）。
この登記事項証明書は、成年後見人等が本人に代わって、財産の売買や介護サービスの契約などを行うとき、取引相手に提示することで、成年後

見人等が持つ代理権等の範囲や権限を取引相手は確認することができます。

登記事項証明書の交付は東京法務局および各法務局・地方法務局戸籍課で行っています。

利用者の負担を軽減する

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、申立費用や成年後見人等への報酬の負担が経済的に困難な人を対象に、これらの費用を公費で助成する制度です。

成年後見制度利用支援事業の利用申立ができるのは、市区町村長、本人、親族等です。

詳しくは市区町村担当課へお問い合わせください。

老後の不安を一人で悩まず、ぜひ一度、ご相談ください。



成年後見制度に関する問い合わせ先をメモしておきましょう

成年後見制度について、相談したいときは	問い合わせ先
市区町村担当課	
市区町村の「地域包括支援センター」	
社会福祉協議会	
成年後見センター・リーガルサポート	
弁護士会	
法テラス	
法定後見制度を利用するときは	
お住まいの地区の家庭裁判所	
任意後見制度を利用するときは	
お住まいの地区の公証役場	